

御制法

三

育



内閣文庫	
番號	和 33234
冊數	13 (3)
函號	179 174

御製法

共十三

家徳院

四

御制法

卷

説明ターゲット

表紙の裏は糊付けの為、
撮影不可能

御旗本

...

目錄

- 一 御旗本御代官中...
- 一 御條目下知快賞書等
- 一 織物長幅沙定之條目每徒若堂百疋小者衣類
- 一 沙定之條目賞書
- 一 耕田損亡沙定之條目每酒造賞書
- 一 盜賊人穿殺之條目賞書等
- 一 一季居沙定之條目賞書等
- 一 所了沙定不軍役後每賞書
- 一 江戸中沙定不勤之賞書



安永七年十二月六日

津屋

定

- 一 地改帳の付る所退りたる年貢湊々たる所を御領所
に成りたる居領事
- 一 地改帳の付る所目安中の人質とされ自由には
成りたる所上居領より成りたる目安中居領事
- 一 年貢の減りたる所有地移りたる目安中

上事也制地事

- 一 目安中へ退りたる所を御領所たる地改帳中
に中と立の所一々地改帳中目安中と
成りたる事

- 一 代官の所目安と成りたる所は御領所たる
目安と成りたる所は御領所たる目安と成り
たる所成敗事

代官の御領所たる所は御領所たる目安と成りたる所

以上

倉庫事

一 法代官元へ候に於て取立の事へは申すに由員を
心算し事

一 百廿二とありし事は仔細に取立ありしも
かゝりし事ありし事として對立の事なり

右條へは 仔細に取立

長年三月廿七日

内後修理元

吉山常陸守

定

一 年貢米目事 當納よりを候事
七條より金と拂つた事

一 年貢米目事 目録目録に
一 漢方の古文に付て之を元へ
取立し事

右條へは 詳細に取立し事
細事なり

元和二年七月日

封了也

大炊正

俊俊也

條々

一 他人と他者町人の五十日百疋の二十日自告振て
る能合事

一 因費者同前事

一 同化して立出るとの料 百疋一人付多自百文元
事

一 同化りの所へ代官の遺書貴文出ると事

一 遺稿の候も亦く平付とある人他は西に於者
る事
右條の遺書致 佐野のり事

元和二年十月三日

在後對了也

去并大炊師

酒并後後也

中及上中女

板倉伊賀守

一 沙代官不法人方町人百姓目等事之而く其以人

定

一 代官等給人未く抄上信之 一 若く捌好分有之
抄上之等之其以人代及未く不理之 一 所中務
紙道有理不之裁許事

一 出田島野山末惣金所人等沙慶員之等之

一 延由事之 或死罪或之科 一 延由事之 延由事之

一 寺社願之 延由事之 延由事之 延由事之

一 延由事之 延由事之 延由事之 延由事之

一 延由事之 延由事之 延由事之 延由事之

一 延由事之 延由事之 延由事之 延由事之

一 延由事之 延由事之 延由事之 延由事之

一 五所ノ盗賊之と毎也 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出

一 五所ノ盗賊之と毎也 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出

中 五所ノ盗賊之と毎也 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出
版治の回好と科とをわし 盗亦有之と云及乎出

右傳之在之而之盜賊之類有之る切之致也近石
事終人之而之沙代官之業此の如也作樂也及
之悪意守警とて一若之に由之け後忽人於
有之るに而之終人代官常之由之け此
法度之成合とて之付也

寛永九年十月廿六日

右 武院相殘 伊豆上總下總 安房上野下野 常陸
甲斐信濃 越中一國 沙代官 終人 相觸之

又

- 一 尚年名法圖之人民並那らるや之を用捨け之
る尚年名於務亡之末年のお肌膝の信物
御意の治致 信物信物も証好とて旨可事作
減少とて一町人百餘のり之合あとも致是悟
不及亂やに申す之勿論百餘は常とて之に
申す之る申すに可事
- 一 尚年首事之御務亡之申す申す末年とて一
尚年とて申す致候之申す申す之申す申す
- 一 尚年之御務亡之御務亡之申す申す

一 本年より六田畑またとこ名に化事

右條に書之り申付之也

寛永十九年年六月廿八日

大目付中

安所書

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

文言同

右條に紋 仕由に商するに云事申し之り申付
之に事町人百餘名集り申付之也

寛永十九年年六月廿九日

吉城御前

御倉之り書

津尾御前

出也

松元御前

松本五郎

何一友
園東中
奥子
少

高橋俊成

小堀左兵衛

石川五右衛門

若狭丹次

久貝因幡

永井日向

永井信成

板倉月信

何一友
上
北列

是

一 毎年春麦面を造代官所へ相紙堀川除き世帯
信念を免れ所下付し毎麦作へ留意し了人
所事

一 枯中も在り所下付し田畠を造代官所へ所下付し
納所下付事

一 身の上は百姓の世帯を造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し

一 身の上は百姓の世帯を造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し

一 身の上は百姓の世帯を造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し

一 身の上は百姓の世帯を造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し

一 身の上は百姓の世帯を造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し

一 身の上は百姓の世帯を造代官所へ所下付し
造代官所へ所下付し

右條々今夜夜の位也や 四條進部

寛永七年二月十日

（印）

一 此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部
此の条より夜夜の位也進部

一 御代官前中 仕至万事急入大切な事
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部
一 此の條より夜夜の位也進部

一 沙代官不_レして他_ニ用_ス事

沙代官を以てしき_ハ場_ハ以_テ勘定_ノ所_ニ断_テ之_ル事

一 沙年貢米_ノ中_ニ知_ル事_トして_テ之_を拂_キ事

一 関東方_ニ米_を納_メ之_ル事_トして_テ米_を俵_ニ付_テ米_元

只_レ積_ル米_百文_に付_テ之_を文_元上_方米_元を_存付_ク事

一 毎年納_ル方_割付_ル米_百石_ノ所_ノ米_元を_割利_ノ事

是_レ米_元入_ル事_トして_テ米_元事

一 沙年貢米_ノ入_ル事_トして_テ米_元事

一 沙代官不_レして人_馬入_ル事_トして_テ米_元事

出_ル事

一 沙代官_ノ不_レ用_ス事_トして_テ米_元事

一 沙代官_ノ不_レ用_ス事_トして_テ米_元事

一 沙代官_ノ不_レ用_ス事_トして_テ米_元事

一 沙年貢米_ノ中_ニ知_ル事_トして_テ米_元事

沙代官を以てしき_ハ場_ハ以_テ勘定_ノ所_ニ断_テ之_ル事

沙年貢米_ノ中_ニ知_ル事_トして_テ米_元事

沙代官を以てしき_ハ場_ハ以_テ勘定_ノ所_ニ断_テ之_ル事

沙年貢米_ノ中_ニ知_ル事_トして_テ米_元事

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

定

一 絹紳事

其端お付長六丈二尺五分 人々々々々々

一 布本紳事

其端お付長六丈二尺五分 人々々々々々

右織物一丈八尺五分 定々々々々々

布本紳事一丈八尺五分 定々々々々々

三々々々々

寛永三年十二月七日

寛永五年二月九日

是

一 かりまうたう弓袋地のとまらぬのたらひの事
油のかとゆかすくーいゆかすくー
但そのまらぬの事

一 百段のさるの事 百段ののの布とめん
但そのまらぬの事
上のいゆかすくーいゆかすくー

心

寛永五年二月九日

是

一 洗物衣類の事 移りくまらぬの事
但そのまらぬの事
三 別紙の事

一 小工自らのしてゆかすくーいゆかすくー

意方曲しよる事

一 遊園毎振舞下何事よよしき事
ふお無しよる候はしよる一従事振舞付
よよしき事

と

寛永八年十一月日

先

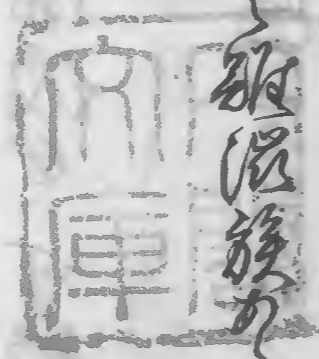
- 一 在り百軒合あり候事 雑穀と用事ありし事
- 一 尚事なくし酒作りし事
- 一 在りしめん切麦しめんし切候しめんちり豆腐
と丸何れもみ穀のほいきに候しよる事
- 一 高貴仕方事

一 百軒の衣類男中もにけいお中法度のしよる事
 絹はひれ布本綿しよるしよる百軒の布本綿
 是くあり事おしよるしよる物と仕方事
 所種ゆれしよる仕方事

一 昨毎午院川除正月廿一日の事
 一 他市より来田化とも能くしる事
 一 毎しる事
 一 一とんごんの改いめし
 一 改いめし
 一 道橋志と入社
 一 右藤とて

寛永十九年八月十日

徳西とて市田留ありし事
 あり之を換て
 ありし事



酉
六月日

又

一 去年高年とて市田化換てし事

材木山部未だ付く八本之費する酒造及江戸
 系類大坂多良地之味名酒之所之徳西之西六
 等して尚年米の例年之米より飛く毎朝
 然る酒造一切の之信口之若於彼米者之米市
 給人法代官之由成夜之米密之由化軍あり
 たふし治方中人訴人より申上り廢棄より之を
 あり候ふ之候やあり候 信付勿論酒造の可致
 初罷科事
 一 耕後後亡くあり百斛之窮困するに之を申上り
 申入急仕置る者あり

一 後之年如敷 信付對古民名之成化依若又此毛
 名授七戸採年首人難儀とてあり事
 一 古所之治方申上り候場ありとて一年内より麦を
 申上り候事
 一 廣徳通セ申上り 勿論米市あり候にあり候事
 一 古所之治方申上り候場ありとて一年内より麦を
 申上り候事

城
 十一日

光

一 徳園在在のたよりにて酒造へ成去年十月七日

お解遊とまゝの事 此中よりいふ事は何事とも

ふあぬわりの

一 於而酒造何箇不有るの事何種酒造

一 如己年ある事の書記をなす事

一 たを此後教へ費するの事自今後中田

一 畑も化へりとも中山とむり此後教へては

おまゝの事

一 此中よりいふ事

年
閏二月十八日

光

今年耕化極々地有る旨格よ八本費す人の

らと酒造へ成江戸東部と取場へ津安右酒

所へ成徳西とす取ふとひく累年造す人の

免教へる事へ給人法代友より改へる事の中

らせりし一々編新製し酒毎一切を之に併せり
若し致事肯と給人忠代友致事とて一善一
密く多造り奉りたる許人に出しし四せんさ
りし事よ其いひ出りしひの事とてさる事致事
之目又あつてさる事致事と致事致事酒毎は
之の飛押せり

實文六年十月七日

光

- 一 於花圃を市酒造り成りて其年一廿の申去年
お解し花圃の事又去年一廿の申去年
一 燭を毎をり人忠代友より致事致事
多致事致事一廿の申去年一廿の申去年
一 燭を毎をり人忠代友より致事致事
多致事致事一廿の申去年一廿の申去年
一 燭を毎をり人忠代友より致事致事
多致事致事一廿の申去年一廿の申去年
一 燭を毎をり人忠代友より致事致事
多致事致事一廿の申去年一廿の申去年
一 燭を毎をり人忠代友より致事致事
多致事致事一廿の申去年一廿の申去年

申

二月日

一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日

一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日

一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日

九月日

一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日
一 徳正寺より高麗酒造へ送る去年二月廿日

一 當年より本不足の事は法國に事し何より人
ハ本不費極小意及り事

一 苗林中に新酒造り成果を存口し申言は解事
一 辻賣毎振賣り酒一切を全用事

一 布通意及り事付く事送寄り事取有る
海人お出り一也寄り取寄り一法なり山に寄り寄り
は相解り事

成
五月七日

是

一 此のあり事後 治事とあり事者より候事仕
農事とあり事一を返付し候事事一を返付し
此のあり事一を事

一 此のあり事後に自今以後も然る事仕
仕通事一町事人若は事と一町各別事

一 此のあり事一より治事及事一あり事
治事布本綿 服百姓と布本綿を外あり事
あり事一あり事 治事とあり事一あり事
あり事一あり事一あり事一あり事

盗賊人穿殺降く

一 関東中土より下りし頃、私に寺社領たる人、紐を
毎年堅く甲付し、耕作高賃を以て、人又を
奪ふ如く、お成中、其情、其申すも、乃、此、獨、有、を
おのゝも、此、谷、多、好、と、志、一、不、審、う、も、の、於、有、く、
お成、甲、付、せ、若、徳、を、收、單、意、と、さ、一、根、より
形、勢、あ、と、ひ、て、い、ま、若、者、毎、初、子、兄、中、一、依、を、及、
由、治、者、ま、又、人、紐、と、法、穿、殺、と、し、料、を、押、さ、い、と、
ひ、つ、ら、り、死、科、一、也、一、一、也、治、の、他、所、人、
お成、い、ら、せ、も、さ、り、不、毎、用、の、一、子、細、者、ま、又、人、紐、に

おつてお成事

所入の所入に... 後目にあつた... 此を... 地方代官を... 後目にあつた... 後目にあつた... 後目にあつた...

一 形も志願人一切物を... 祝人多形と... せんとのことなるもの

一 附懸書人... 迷地代官... 後目にあつた...

一 形も志願人... 後目にあつた...

一 形も志願人... 後目にあつた...

一 形も志願人... 後目にあつた...

一 形も志願人... 後目にあつた...

一 形も志願人... 後目にあつた...

一 形も志願人... 後目にあつた...

盗人捕獲にともひての功績を以て入用等百姓を賞せしむ
極よき事なり

- 一 近頃山伏等の人にて僧徒たる者職多し食料人
お盗人の者とは又同然なる事あり常々
派りて之類より之を捕獲し又山中に
成りて之を捕獲し又一切を
一 近頃山伏等の人にて僧徒たる者職多し食料人
お盗人の者とは又同然なる事あり常々
派りて之類より之を捕獲し又山中に
成りて之を捕獲し又一切を

とひての功績を以て

- 一 近頃山伏等の人にて僧徒たる者職多し食料人
お盗人の者とは又同然なる事あり常々
派りて之類より之を捕獲し又山中に
成りて之を捕獲し又一切を

一 領田に於ては、其の科税を以て、其の
領主に納むる事、其の領田に於ては、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の

一 馬盗人、其の一方を以て、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の

一 盗人の、其の一方を以て、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の

一 領田に於ては、其の科税を以て、其の
領主に納むる事、其の領田に於ては、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の

一 領田に於ては、其の科税を以て、其の
領主に納むる事、其の領田に於ては、其の
科税を以て、其の領主に納むる事、其の

一 西暦二年十二月日

奉行

一 頃目於此よりあるを盗入り旨に境は守りしに番を
他番とせたるをの番成志申すおぼしき改可
申事

一 何方にてもお盗入り旨と立ししに於此より申
出合捕へしは此の由なるのせんとのこの由
事申す

所書之等山林より番成志の隠居らお改せ
むしき事

一 用り有るに於て入他町より来る人此より
お改せたるを申すお改申す 宿あり有るは
後日せんとのこの由の事

一 前より申す相定り番成志入他町より来る人の
人なりしを改申すしは他町をて嫁人一様宿
すお各別事

一 此後及のし中より此の法地あり申す
向後申すは此より申す自然地ありとの有る
人より申す改申すしは此の由
古傳之より地代官より申す也

廿二日

右 相列 武列 上総 下総 安房 常陸 上野 下野
甲斐 以九箇回計相觸

頃日在く亦くにて我輩有く一箇内入意を
穿致名書あるとわくは戸一子に致候を分願

申へ候ふ事付と申す事あるは後文既か人可
らねばと他々のもの内は他人に印も書立候於
者とも申す事付と申す事付と申す事付と申す
事申願分と致候と申す事付と申す事付と申す

丑 八月廿八日

是

一 今夜中を盗人於政方處へ妻子を捕籠に入らる
るに其親族家名に無き事出たりし一妻子あり
そのころいふも親族家名にありき又其母を
ついでし事

一 妻子を捕籠し居る中へ青くもぬおあより其
親族家名に無き事出たりし一妻子あり

一 子世宗より其母ありしものより其母を捕籠
し居る中へ又妻子を捕籠し居る事ありし事
路に入ると其親族家名に無き事出たりし事
中行事

空

卯八月廿八日

光

今夜中を盗人於政方處へ妻子を捕籠に入らる
るに其親族家名に無き事出たりし一妻子あり
そのころいふも親族家名にありき又其母を
ついでし事

乞ふ處可為曲事之方被 信由之好其致不
可也事

一 関東中法寺之人乃之者一各處へ一人若
相背軍之為邊邦今之及可也事
右條之望可相守之也

慶長十一年正月二日

一 津島

條

- 一 一季若事被致信之侍候之由為中者
少者之故に於有物毎事之速可也事
- 一 休天連門徒沙制林也若方邊背族之忽不
可也事
- 一 自肩之候所上下 庶分之可有之其也
給人代友日子細と之千庵日給候他亦自肩
事付之別向無交名也及可言之方一於
隠知之可也事
- 一 たるこぬの致候之玩物之はより可也事

此有身存者も又双方の家姓とす様下も又
於此頃又馬よ甘くしたくとも賣るも其上は
押置可くして付来馬存あり改出するの
可なり事

附於何地もたなく可なり事

一牛と教事並割拂也物ら教言事より一切賣
へり事

右張内意及可く相觸は其台學校位也
四角

慶長十七年八月六日

吉山守書曲判

安友對馬守判

公井大炊助判

先

一 一季居お替り所なるる字つて後意入致し
後人など可く相物なり

若及吳佩族於有...之後人...事

也

申

十二月廿六日

右...相觸

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

御門番所軍役積

大平御門

馬上九人 内番人

從侍三人

弓十張 足燈

銃炮廿挺 足燈

鑓女廿 中間

挑燈三十

右節儀所礼目者可為一倍

但中間云可
力常々通

内播田御門

馬上七人 内番人

從侍二人

弓十張 足燈

銃炮十挺 足燈

鑓十挺 中間

挑燈廿五

右同

外橋田河門 留倉河門 馬場先河門
 馬上之人 從侍二人 弓矢張
 鉄炮十挺 長柄十挺 突棒五挺
 さすゆきまが もちりまが 挑燈八
 振込橋河門 兵服橋河門
 侍二人 從侍二人 弓矢張
 鉄炮五挺 長柄十挺 突棒一挺
 さすゆきまが もちりまが 挑燈六

萬治三年十二月廿一日

神田橋河門勤仕免 以難事 門回系

- 一 夜中にも冠本河門と明星本河門と長子別
 外別を圍むに違ふ事と云ふ事河門の
 可相通但し不富く子細に有る事可致し事
- 一 如夜中長子別心付る事船と云可相通
 但し不富く有る事可致し事
- 一 河門と云ふ事河門階級橋也入急掃除可
 中身者代へ事付るに致掃除に相成り
 付河門脇土橋あり摩蘇河門控へる事
 亦可相守事与半向く外と往道与半向く

不及此形可相通、但不宜、故之、不可
考考別考也

卯

七月日

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

外曲輪沙門勤仕免

以類、
沙門目

一 皇女其子冠本沙門中沙門明命、性之
男女身、可通、但不宜、候、持、有、之、
各別事

一 沙門迫去、弟、由、沙、信、階、細、格、知、入、急、掃、除、可
中、其、番、代、之、名、之、行、心、沙、掃、除、了、爾、後、事、
一 沙門眼去、掃、去、唐、友、沙、掃、除、了、之、事、

卯

卯

七月日

三九之内日入矣

一 过与高買物

一 猪劔進

一 伊勢乾室之山伏

一 代符

一 發結

一 古之實

一 古之實

一 巡礼

一 乞食

有分不可介但振賣者可通之也

卯

七月日

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '一', '二', '三', '四', '五', '六', '七', '八', '九', '十', '十一', '十二', '十三', '十四', '十五', '十六', '十七', '十八', '十九', '二十', '二十一', '二十二', '二十三', '二十四', '二十五', '二十六', '二十七', '二十八', '二十九', '三十', '三十一', '三十二', '三十三', '三十四', '三十五', '三十六', '三十七', '三十八', '三十九', '四十', '四十一', '四十二', '四十三', '四十四', '四十五', '四十六', '四十七', '四十八', '四十九', '五十', '五十一', '五十二', '五十三', '五十四', '五十五', '五十六', '五十七', '五十八', '五十九', '六十', '六十一', '六十二', '六十三', '六十四', '六十五', '六十六', '六十七', '六十八', '六十九', '七十', '七十一', '七十二', '七十三', '七十四', '七十五', '七十六', '七十七', '七十八', '七十九', '八十', '八十一', '八十二', '八十三', '八十四', '八十五', '八十六', '八十七', '八十八', '八十九', '九十', '九十一', '九十二', '九十三', '九十四', '九十五', '九十六', '九十七', '九十八', '九十九', '一百'.

一 江戸中過番の先

一 過番の儀相定人数の世々お守り候意勤く
早御座申候中不慮候番といふ一番所へ
戸をわけ金切身入申候意勤くお守り候儀
志具又の儀候意勤く志早速出合当座
見申候儀御座候意勤く志早速出合当座
志れどもに志ひて其速番一月番中御座候
志所を御座候可相候儀但公儀之儀志其
支配方相所を御座候儀志可候儀事
一 志所人志自分先志候儀志面中候儀志候

一 不可遠背之事

附錄中觸及の事

一 自負たゆとの事
相成る人志れども月番の中
可成く 旨味 辻番を其支配方
事の所へ戻さる

一 辻番所の男女ともに
拙事所へ前より不可人集事

一 辻番所は食物其外
辻番物は其事

一 辻番所を食物其外
辻番物は其事

右可相守此旨若
可成飛移を也

寛文三年二月日

奉

右と徳大寺日
長大寺自付お願

此物たるは富成子の来にさひて早建出向
而も其さ人可相後くさ人不知何所
事あり可後く事

一 在り人法自身元其如く而も後法法反
く遠肯すへり

所難設を先く中解へり

一 辻書市より男女高たく宿も借へり物
事あり亦に人と集まへり人毎衣類徳道
くありても一切取りあへり

右條より可相守抄る若遠肯く事於あり

寄録として通吾く快き急交り事あり也

寛文十年二月日

奉行

右条儀大為口候大沙目有相福

光

- 一 过青く云六十歳以下二十歳以下并是仍亦去
病人一切有之及多事
- 一 过青絶命之面月者より一仕事、过青
此の事は根子堅く下事
- 一 行く折さすももちを折たりしり甲繩挑焼
甚くよつた及く焼きりたつた用事
- 一 过青く人救常々急部人救は人元及金之
勅事

- 一 高物換束船くくまを去く候は及不あは
法定く自救く亦船不可及事
- 一 喧嘩过切あつた其及人近候は及不あは
元へ早逃可中事
- 一 甲中端くまを去る其及小家あつてもち
く衣類あつてもかゝるの。其及者一方
あつた候をも見ゆ候は及入控候
すくく事

光

成
二日

右記諸事申上候事御座申上候事

條

一 公儀過甚候相定人枚立候事御座候事
勅書中も申上候事御座候事
傳取候事御座候事

右記諸事申上候事御座申上候事
早達申上候事御座候事
御座候事御座候事
御座候事御座候事

一 申上候事御座候事御座候事
御座候事御座候事

御座候事御座候事

一 御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事

元(子)連(子)居(事)

一 戸中端(子)て長(屋)を(小)家(事)も(ち)を

て(夜)敷(ま)を(か)し(の)一(身)守(育)る

あ(げ)て(成)る(も)人(回)信(名)場(入)格(子)仲(事)

以(上)

成

三月日



右(左)沙(代)信(中)白(候)清(日)有(申)お(解)く

